振り込みます。

月分の手当を指定の口座に

ださい。

問い合わせ

子育て推進課

しおり」は、11月から配布

申請に関する「学童保育の

令和4年度学童保育入所

号に掲載予定です。

対象 令和4年度に入所を

します。入所申請受付の詳

※現在入所中の方も、

希望する方

申請が必要です。

助成係

細は、広報おうめ11月1日

ない方は、至急提出してく

まだ現況届を提出してい

10月15日 (金) に6~9

いないと、資格要件を満た

なお、現況届を提出して

児童育成手当の支払月10 月 は 児 童 手 当・

きません。

していても手当の支給がで

満70歳以上の都民(寝た

助)のいずれか1つ 受給者証明書(生活扶 東京都シルバーパス新規申し込み

予防のため予約数を減らし は新型コロナウイルス感染 日までです。各医療機関で

ん。受診した医療機関で医 受け取っていない方へ

師から説明を受け、結果票 結果票は郵送されませ

を受け取ってください。 申し込みにより、都営交通 きりの方を除く)に対し、

問い合わせ 健康センター 23 21 9 1 受け付けます。希望する方 る月の初日から申し込みを を発行します。満70歳にな きる「東京都シルバーパス」 は、費用(下表参照)と必 や都内民営バス等が利用で

で、早めの受診をお願いし

ていることもありますの

有効期間 発行日~令和4 込みください。 ※個別の通知はありません 寄りのバス営業所でお申し 年9月30日

のでご注意ください。 申し込み す。

の生活習慣について管理栄

づくりや、食事・運動など

健診結果を活用した健康

査・後期高齢者医療健康

診査を受けた方

青梅市特定健診受診者へ

要書類をお持ちのうえ、最

管理栄養士による健診結果の活かし方講座

養士がお話しします。

定員 先着15人 (予約制) 講師 市管理栄養士

会場 健康センター

青梅市特定健康診

前10時~11時30分

持ち物 健康診査結果票

申し込み 電話 23・21

91で健康センターへ

▽②の方…令和3年度介護

得段階区分欄に「1」

「6」の記載があるも

非課税証明書、生活保護 の)、令和3年度住民税

お持ちの方で更新手続 30日のシルバーパスを

▽市高齢者支援課地域支援

保険料納入通知書(所

10月21日 (木)

▽都バス早稲田自動車営業 23 · 0 28 8 所青梅支所(森下町54)

▽全員…本人確認書類(保

険証や運転免許証など)

※有効期限が令和3年9月 問い合わせ ▽東京バス協会・シルバー 曜日、祝日を除く午前9 08.6950 (土・日 パス専用電話203・53

▽③の方…令和3年度住民 ※不動産譲渡所得に係る特 ※住民税課税·非課税証明 がある場合は控除しま別控除額 (令和2年分) ニでも発行できます。 1階)、各市民センター 書は、市民税課(市役所 をお持ちの方は、コンビ た、マイナンバーカード で発行しています。ま

口で手続きしてくださ 月中に最寄りの発行窓 きをしていない方は、10

対象 費用 令和3年度の住民税が課税で、 外の方 ③以 1 20,510円 令和3年度の住民税が非課税の方 令和3年度の住民税が課税で、令和 2年の合計所得金額が135万円以 下の方(税法上の金額です) 1,000円

手話通訳者を配置しています

を行う各窓口へお申し出く は、各種申請や手続きなど 手話通訳を必要とする方 ※手話通訳者がほかの方の お待ちいただく場合が 日の午後1時~4時 午前9時~正午▽水曜 通訳をしているときは、

来春小学校入学予定のお子さんがいるご家庭へ

新入学にかかる経費を援助します

同封します。

火曜日の 問い合わせ 課庶務係

児童手当・児童育成手当を支給します

必要な経費のうち、

援助)しています。就学に な経費の一部を援助(就学

学児童就学時健康診断のお

10月上旬に送付する「入

ださい。

ことができます。

ついて、入学前に受け取る 入学に必要な経費の一部に

す。

利用できる日時 できません。

手続きを代行することは

※手話通訳者が各種申請や

あります。

障がい者福祉 より教育費の支出にお困り の家庭に対し、就学に必要 市では、経済的な理由に

令和4年度学童保育入所申請について 小学校 知らせ」に案内と申請書を

問い合わせ子育て推進課 子育て推進係

問い合わせ 学務課学務係

審査後の3月ごろとなりま 支給については、申請、 お問い合わせく 心身に障害のある方等の手当

支給対象に該当すると思われる方はお問い合わせください。				
		問い合わせ 子育て推進課助成係		
手当		支給対象・金額		
児童扶養手当		★18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間の児童(20歳未満で中度以上の障害を有する児童を含む)で、次のいずれかの状態にある児童を扶養している方 ▷父・母が死亡した児童 ▷父・母が生死不明である児童 ▷父・母が1年以上遺棄されている児童 ▷父・母が1年以上拘禁されている児童 ▷父・母が重度の障害を有する児童 ▷父・母が離婚した児童 ▷父母が離婚した児童 ▷父母が離婚した児童 ▷父母が離婚した児童 ▷父子母が裁判所からDV保護命令を受けた児童 ★申請の月の翌月から所得額に応じて支給 ▷全部支給…月額43,150円~10,180円 ▷第2子加算…全部支給月額10,190円、一部支給月額10,180円~5,100円 ▷第3子以降加算…全部支給月額6,110円、一部支給月額6,100円~3,060円		
児童育成手当		★18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間の児童で、次のいずれかの状態にある児童を扶養している方 ○父・母が死亡した児童 ○父・母が生死不明である児童 ○父・母に1年以上遺棄されている児童 ○父・母が1年以上拘禁されている児童 ○父・母が重度の障害を有する児童 ○対・母が重度の障害を有する児童 ○女母が離婚した児童 ○父母が離婚した児童 ○父・母が裁判所からDV保護命令を受けた児童 ★申請の月の翌月から、児童1人月額13,500円		
		★次のいずれかに該当する20歳未満の児童を扶養している方 ▷身体障害者手帳1・2級程度の障害を有する児童 ▷愛の手帳1~3度程度の障害を有する児童		

当 ▷脳性まひまたは進行性筋萎縮症の児童

★申請の月の翌月から、児童1人月額15,500円

問い合わせ 障がい者福祉課庶務係				
手当		支給対象・金額		
	章害者手当 遠以上の方)	★重度の障害があるため、日常生活に <u>常時特別な介護</u> が必要な方(おおむね身体障害者手帳1級か2級、愛の手帳1度か2度程度で、かつそれらが重複している方。あるいは、これらと同等の疾病、精神障害の方)身体障害者手帳または愛の手帳を取得していなくても、具体的な疾病、外傷により心身に障害がある方は認定される場合があります。ただし、加齢に伴う心身機能の低下は、基本的に非認定となります。 ★申請の月の翌月から、月額27,350円 ※病院・診療所に3か月を超えて入院している方は、受給できません。		
障害児福祉手当 (20歳未満の児童)		★重度の障害があるため、日常生活に <u>常時介護</u> が必要な方(おおむね身体障害者手帳1級か2級の一部、愛の手帳1度か2度程度の方。あるいは、これらと同等の疾病、精神障害の方) ★申請の月の翌月から、月額14,880円		
重度心身障害者手当 (申請時65歳未満の方)		★次のいずれかに該当する方 ▷重度の知的障害で、著しい精神症状を有する方 ▷重度の知的障害と重度の身体障害を重複している方 ▷重度の肢体不自由で四肢機能障害の方(座っていることが困難な方) ★申請の日の月から、月額60,000円 ※病院・診療所に3か月を超えて入院している方は、受給できません。		
心身障害者 福祉手当 (申請時 65歳未満 の方)	障害者福祉手当	★次のいずれかに該当する方 ▷身体障害者手帳1~4級の方 ▷愛の手帳1~4度の方 ▷脳性まひの方 ▷進行性筋萎縮症の方 ★申請の日の月から、1~2級・1~3度・脳性まひ・進行性筋萎縮症の方は月額15,500円(ただし対象者が20歳未満の場合は、月額8,000円)、3~4級・4度の方は月額8,000円		
	難病福祉手当	★特定医療費受給者証または難病医療券をお持ちの方 ★申請の日の月から、月額6,000円		
特別児	童扶養手当	★次の状態にある20歳未満の児童を扶養している方 >知的発達が遅滞しているか、精神の障害があり日常生活に著しい制限を受ける状態にある児童 >身体に重度・中度の障害や長期にわたる安静を必要とする病状があり、日常生活に著しい制限を受ける状態にある児童 ★申請の月の翌月から、1級(重度障害児)…月額52,500円、2級		

(中度障害児)…月額34,970円 意事項 障害福祉手当を受けている方は、難病福祉手当を受けられません。また、心身障害者福祉手当に該当する児童を扶養している方が児童育成手当(障害手当)を受けている場合は、心身障害者福祉手当を受けられません⊳各手当には、所得制限が設けられています。また、公的年金など(福祉年金を除く)との併給制限があるものもあります▷施設に入所している方には、支給されません。